

## 規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(TBT協定) 第2条9.1に基づくものです。〕

### 繊維製品品質表示規程の一部改正について

下記のとおり繊維製品品質表示規程を一部改正する予定ですので、お知らせします。御意見がある場合は、理由を付して文書で提出してください。

#### 記

- 1 件名  
繊維製品品質表示規程の一部改正
- 2 対象品目  
繊維製品
- 3 趣旨  
アクリレートの追加に伴う変更
- 4 適用予定日  
官報に公示する。
- 5 意見提出先  
消費者庁表示対策課  
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館  
TEL (03) 3507-9205
- 6 意見提出期限  
WTO事務局から配布された後 60 日間